

様式第4号（第6条関係）

令和8年8月31日

富士見市議会議長 様

無会派議員名 伊勢田幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 令和8年8月24日（月）
- 2 参加者名 伊勢田幸正
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
秋田県庁 第2庁舎 8階 大会議室
- 4 調査・研修概要
秋田県議会拉致問題解決促進議員連盟、秋田県主催
「拉致問題等の早期解決に向けた研修会」

（研修の趣旨）

令和7年10月に施行された「秋田県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」に基づき、拉致問題等への関心と理解をより深め、早期解決に向けた気運を高めることを目的として、秋田県と秋田県議会拉致問題解決促進議員連盟の共催で研修会が開催された。

「拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」は、都道府県としては埼玉県で初の条例制定がされた後、新潟県に続いて3例目となる。

同条例第2条（基本理念）で「拉致問題等に関する取組は、県民、県、市町村、学校等及び警察が一体となって、その早期解決の決意の下に取り組むことを基

本理念として行わなければならない。」と定め、実効性を担保するため、同条例第10条（公表）で「知事は、毎年度、拉致問題等の早期解決に向けた取組状況を取りまとめ、公表するものとする。」と結果報告を義務付けていることを特徴とする。

（当日の概要）

秋田県の政策企画部長、秋田県議会拉致問題解決促進議員連盟会長からの挨拶の後、特定失踪者問題調査会の荒木和博代表による講演が行われた。

同調査会が作成した、拉致がどのようにして行われたのかをまとめたショートムービーの一部が紹介された。その後、秋田県内にいる特定失踪者（北朝鮮による拉致の疑いが払拭できない行方不明者）の中で、北朝鮮から亡命した元外交官をはじめ、複数の目撃証言がある木村かほる氏についての話がされた。また、荒木代表自身が工作員役となり、参加者に実際に拉致被害を「体験」してもらう場面や、隣席同士で話し合ってもらえるなどの取組も行われた。

その後、知事部局、教育委員会、県警本部、秋田県議会拉致問題解決促進議員連盟、救う会秋田の取組についてそれぞれ報告がされた。

○知事部局からの報告

- ・過去に富士見市でも開催された、拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い―奪還―」の能代市での開催
- ・北秋田市立森吉中学校での映画「めぐみへの誓い」の上映会及び拉致被害者家族である増元照明さんの講演
- ・「全国一斉署名活動及び秋田県全県署名大作戦」と題し、県内市町村・庁内各課・種苗交換会やスポーツ会場など、各種イベントでの署名活動（合計7,101名の署名）
- ・県内400か所に秋田県独自の啓発ポスターを配布・掲示依頼の取組が行われた。

今後の予定としては、引き続き署名活動や、条例周知及び拉致問題啓発チラシの作成・配布、啓発ポスターの作成・掲示依頼、映画「めぐみへの誓い」の県内中学校での上映を予定している。

○県教育委員会からの報告

- ・内閣官房拉致問題対策本部が主催した「拉致問題に関する教員等セミナー」への職員の参加（今年は日程の都合で参加者が1名になったが、例年はずっと多いとのこと）
- ・条例制定を踏まえ、今年度から総合教育センターにおける教職員研修を実施。「学校教育の指針」を基に日本における拉致問題の現状と指導の在り方について

て研修するもので、中堅教諭等資質向上研修講座（１１年目の教員対象）、初任者研修講座（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）で実施したことが報告された。

また、各学校では学習指導要領及び同解説に基づいて指導している旨が報告された。

○県警察本部からの報告

- ・県警ウェブサイトでの特定失踪者に関する情報提供の呼びかけ
- ・ラジオ番組での広報活動
- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間における各警察署での広報啓発活動
- ・特定失踪者に関する職員教養
- ・警察職員の警察学校における採用時の教養の確認
- ・条例制定を受けて、警察学校専門課程（警備任用科）入校者に対する外事課員による教養が行われたことが報告された。

○秋田県議会拉致問題解決促進議員連盟からの報告

条例制定の取組が報告され、条例の特徴として、

- ・県、市町村、住民、学校、警察の責務を明記し、組織的な連携を義務化したこと
- ・教育と警察の積極的関与
- ・実施状況の公表による透明性

が挙げられ、条例を制定している埼玉県、新潟県、鳥取県との連携などの世論喚起について報告された。

○救う会秋田からの報告

映画「めぐみへの誓い」の作成（ロケの多くが秋田県で行われている）や、署名活動など、世論喚起の取組について報告がされた。（秋田県では銀行のロビーを借りたパネル展など、官民での取組が活発に行われている。）

5 感想及びまとめ

令和６年１月３０日拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い―奪還―」埼玉県富士見市公演が開催され、２年半となる。令和６年１２月、埼玉県で「拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、都道府県単位では全国初となった。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、（地方公共団体の責務）

第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

と定められている。

基礎自治体でできる取組を改めて考える上で、大変に参考なる機会となった。

なお、当日は司会の一部を秋田県議会拉致問題解決促進議員連盟が担当するなど県と議会が連携して取り組まれていることも参考になった。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派等にて保管